

四万十町特別支援教育就学奨励費支給要綱に係る取扱規程

平成18年11月13日

教育委員会規程 5号

四万十町特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成18年教育長告示第4号。以下「要綱」という。）
第10条に基づき、標記要綱に係る運用規程を以下のとおり定める。

記

- 1 要綱第2条に係る保護者に代わる者とは、実際に当該児童生徒を養育し、当該学校長が認める者とする。
- 2 要綱第3条に係る奨励費については別表1のとおりとする。ただし準要保護児童生徒については、準要保護と同額を支給する。
- 3 要綱第4条に係る申請書は、別記様式1のとおりとする。

別表1

費目	小学校	中学校	支給時期
学用品	準要保護の半額	準要保護の半額	年1回
通学用品費（第1学年を除く）	準要保護の半額	準要保護の半額	年1回
新入学児童生徒学用品費等	準要保護の半額	準要保護の半額	年1回
修学旅行費	準要保護の半額	準要保護の半額	年1回
給食費	準要保護の半額	準要保護の半額	給食費支
医療費	実費分（ただし準要保護世帯のみ支給）		随時

備考

- 1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、本制度での支給は行わない。
- 2 年度の特別支援学級に編入した場合は、編入した月を基準に月割りで支給する。ただし既に実施完了された費目は、支給しない。
- 3 円未満の端数は、切り上げる。